

【論 説】

# ASEAN 経済統合 2.0 の進捗と課題

助 川 成 也

## 目 次

- はじめに：AEC の起源と現在地
- 第1節 ASEAN が目指す経済統合のかたち
  - 1. これまでの AEC 実現に向けた取り組み
  - 2. AEC2025 の中間評価
  - 3. 新型コロナ禍の影響を受ける AEC2025
- 第2節 議長国インドネシアが主導する優先経済成果物とその進捗
  - 1. インドネシア議長国年の優先経済成果物（PEDs）とその進捗
- 第3節 「高度に統合され結束した経済」実現に向けた措置の実施状況
  - 1. 物品貿易
  - 2. ASEAN 税関統合
  - 3. サービス貿易・投資
- 第4節 「高度に統合され結束した経済」以外の統合の実施状況
  - 1. 零細・中小企業（MEMSs）
  - 2. グローバル ASEAN
  - 3. その他
- おわりに

## はじめに：AEC の起源と現在地

東南アジア諸国連合（ASEAN）は2015年末、ASEAN 経済共同体（AEC）の設立を宣言した（AEC2015）。AEC2015は、4つの特徴を持つ。具体的には、1）単一の市場と生産基地、2）競争力のある地域、3）公平な経済発展、4）グローバルな経済への統合、である。特にその柱は1）、中でも加盟10カ国の域内関税の撤廃を進めた ASEAN 自由貿易地域（AFTA）である。

表 1 AEC2025 統合戦略行動計画（CSAP）

戦略目標		戦略的措置	主要行動計画
A	高度に統合し結束した経済	26	106
B	競争力のある革新的でダイナミックな ASEAN	47	114
C	高度化した連結性と分野別協力	51	233
D	強靱で包摂的、人間本位・人間中心の ASEAN	23	87
E	グローバル ASEAN	6	13
全体		153	553

（資料）ASEAN 事務局（2018 年 8 月改訂）

経済統合の要素や目指すべき方向性は今から四半世紀以上も前、1997 年 12 月にクアラルンプールでの首脳会議で採択された「ASEAN ビジョン 2020」に端を発する。同ビジョンの中で ASEAN は 2020 年までの域内中期目標として、「物品、サービス、投資の自由な移動、資本のより自由な移動、平等な経済発展、貧困と社会経済不均衡の是正が実現した安定・繁栄・競争力がある ASEAN 経済地域の創造」を目指すとした。これが今日も構築作業が続けられている AEC の原点である。AEC の名称は、2003 年 10 月の首脳会議で採択された ASEAN 第 2 協和宣言（バリ・コンコード II）で正式に登場した。

AEC2015 に続き、ASEAN は経済統合における次の 10 年の戦略的方向性として、「より深く、広範囲に統合した地域経済」を目指した。これが 2025 年末を目標とした AEC2025 である。これは ASEAN の経済統合の深化、ならびにアップグレードであり、統合の第 2 段階の「ASEAN 経済統合 2.0」と形容出来よう。

AEC2025 は 5 本柱で構成されている。それらは、A) 高度に統合され結束した経済、B) 競争力のある革新的でダイナミックな ASEAN、C) 高度化した連結性と分野別協力、D) 強靱で包摂的、人間本位・人間中心の ASEAN、E) グローバル ASEAN、である（表 1）。

AEC2025 の下で推進する具体的な各種経済措置の実行計画は、2018 年 8

月に改訂された AEC2025 統合戦略行動計画（CSAP）に示されている。AEC では 5 本柱の下、主要 30 分野で 153 の戦略的措置、553 の主要行動計画がある<sup>1)</sup>。それら措置について 2025 年末までの実施を目指す。

これら AEC 関連措置は、後日、加盟国で国内措置として導入されることになる。そのため経済統合に関する議論や取り組みの進捗を把握することは、今後の加盟国政府の政策の方向性を知る上で重要である。2025 年末の期限まで残り約 2 年、特に在 ASEAN 日系企業の事業展開に影響する措置に焦点を当て、それらの進捗や課題を考察する。

## 第 1 節 ASEAN が目指す経済統合のかたち

### 1. これまでの AEC 実現に向けた取り組み

ASEAN が目指す経済統合は、バラッサの「経済統合の理論」の中で、人や資本など生産要素の移動制限を撤廃する「共同市場」に相似する。欧州は「単一欧州議定書」により、モノ、人、サービス、資本の自由な移動を実現する欧州共同体（EC）を目指した。一方、ASEAN はそれら生産要素について、厳密に完全な自由化を目指すわけではない。また生産要素以外についても、調和や政策協調を目指す措置もある。本稿では主にモノ、人、サービスの自由な移動に関する取り組みを振り返りたい。

AEC2015 では、最も注目され、且つ目玉となる措置は域内貿易自由化、つまり AFTA であった。2010 年 1 月には先発加盟 6 カ国で一部の未加工農産品を除き関税を撤廃した。2015 年 1 月には、後発加盟 4 カ国で総品目数の 7% 分を除いて関税を撤廃、2018 年 1 月にはこれら 7% 分の品目の関税も撤廃した。その結果、AFTA の自由化率は ASEAN 全体で 98.6%<sup>2)</sup> になり、アジアを代表する高水準の FTA に昇華した。

物品貿易について AEC2025 では CSAP において 3 つの戦略的措置を打ち出している。まず、①更なる ATIGA（ASEAN 物品貿易協定）の強化、②原産地規則の簡素化・強化、③貿易円滑化措置実施の加速化・深化、である。

ASEAN 経済統合 2.0 の進捗と課題（助川）

物品貿易全体で主要行動計画は 40 措置あるが、そのうち③の下に 32 措置が設けられているなど、物品貿易の重点が関税削減・撤廃から貿易円滑化に移っている。

AEC2015 の下で関税の削減・撤廃は大きく進展した。その一方、ASEAN は「関税撤廃だけでは、開かれた市場は創出されない」<sup>3)</sup>として、非関税面においても制度改善を通じ、域内貿易拡大・円滑化の推進を目指している。

高い水準の自由化を目指す物品貿易に対し、サービスや人の移動で目指すのは緩やかな部分的自由化である。サービス自由化で注目されているのは外資（ASEAN 加盟国資本）出資規制の緩和である。完全自由化（外資出資比率 100%）を目指しているわけではないが、ASEAN 企業であることを条件に、少なくとも「同比率 70% 以上」を可能にする。但し、加盟国が自由化を約束した業種内の極めて限られた一部であっても「外資出資比率 70%」を認めれば、当該業種は「自由化約束を果たしている」と見做されることから、「見せかけの自由化」と批判されている。これまでサービス自由化は ASEAN サービス枠組み協定（AFAS）の下で推進されてきたが、今後はより規律が強化され、国際水準の ASEAN サービス貿易協定（ATISA）の下で運用されることになる。

人の移動の自由化については、ASEAN は「実業家・熟練労働者および才能ある人材」に絞り、主に 2 つの方法で推進している。第一に「専門サービスの相互承認取極め」（MRA）により、専門サービス人材における資格の相互承認を推進している。MRA はエンジニア、建築士、測量技師、会計士、看護師、開業医、歯科医、観光専門家の計 8 分野で策定されている。しかし ASEAN 専門サービス資格登録者が加盟各国でそのまま自由に働けるわけではない。訓練・教育水準やそれに伴う当該資格者の技能が国毎に異なるため、就労に際し資格登録の条件や手続き、またビザ、労働許可証の発給などについても受入国側が各々規定する。

第二に、「ASEAN 自然人移動協定」の下で物品・サービス貿易、投資に従事する ASEAN 人、その他加盟国が AFAS の下での約束スケジュールで特

定した者について、業務出張や企業内転勤、契約サービス提供などの一時入国・滞在の際、ビザ、労働許可などの手続きの合理化・透明性を図っている。同協定によって、これまでの各国の手続き自体がなくなるわけではないものの、域内で広く事業や拠点を展開する多国籍企業にとって、現地従業員の出張・転勤手続きが簡素化される。

## 2. AEC2025 の中間評価

AEC2025 の取り組みは、2016 年から 25 年までの 10 年をかけて行われる。2020 年末は折り返し点にあたることから、ASEAN はその進捗状況を把握・確認するため「中間評価」(Mid-Term Review : MTR) を行った。評価は、ASEAN 事務局の ASEAN 統合監視局 (AIMD) を中心に、AEC 局と連携して実施した。実施に際しては、欧州連合 (EU) が ASEAN 地域統合支援プログラム (ARISE プラス) の下で支援した。

この AEC2025 中間レビューについて、ASEAN 事務局は 21 年 4 月末に一般向けに公表、進捗が明らかになった。MTR の評価は、AEC 2025 監視・評価 (M&E) 枠組みの下で実施される。同枠組みでは、AEC の効果を評価する「影響評価」、AEC ブループリントの成果を三角法で計測する「報告・検証・レビュー」、便益を測定または見積る「成果モニタリング」、進捗状況を把握する「順守監視」の 4 つの継続的な要素から構成される。その上で中間報告、期末報告で包括的に評価が行われる。

MTR では AEC ブループリント 2025 全体について、54.1% で既に「完了」し、「実施中」は 34.2% であった。「未開始」は 9.2%、「撤回」は 2.5% である。産業界が最も注目している柱「A) 高度に統合され結合した経済」については、60.3% が「完了」した<sup>4)</sup> (表 2)。

AEC2025 で取り組む統合措置は、広範囲かつ網羅的なため、その進捗や成果が見えにくくなっているが、2020 年末までの 5 年間の具体的成果は次の通りである (表 3)。

表 2 AEC ブループリント 2025 の進捗状況（2016～2020 年）

	戦略目標 (特性)	行動措 置数	進捗状況			
			完了	実施中	未実施	撤回
A	高度に統合し結束した経済	517	60.3%	32.1%	6.8%	0.8%
B	競争力のある革新的でダイナミックな ASEAN	274	47.8%	31.3%	12.6%	8.3%
C	高度化した連結性と分野別協力	731	52.0%	34.9%	10.8%	2.3%
D	強靱で包摂的、人間本位・人間中心の ASEAN	131	43.5%	48.1%	8.4%	0.0%
E	グローバル ASEAN	33	54.5%	45.5%	0.0%	0.0%
全体		1,686	54.1%	34.2%	9.2%	2.5%

（資料）Mid-Term Review-ASEAN Economic Community Blueprint 2025（ASEAN 事務局）

### 3. 新型コロナ禍の影響を受ける AEC2025

AEC2025 の折り返しにあたる 2020 年、世界を新型コロナウイルスのパンデミックが襲った。物流を中心とするサプライチェーンは大混乱に陥り、経済成長の原動力である直接投資は大幅に減少した。また陸海空の国境も閉鎖され、人の往来は途絶えた。

コロナ禍により世界は経済構造を含め不可逆的に変化しており、AEC も例外ではない。MTR では、新型コロナ禍以降の AEC について、以下を踏まえた措置変更や追加が行われることになった。

- 1) グローバルバリューチェーン（GVC）・地域的バリューチェーン（RVC）の再編と多様化が進展。効率性優先から供給網の回復力に焦点。
- 2) デジタルトランスフォーメーション（DX）の加速、新技術の導入、急がれるデジタル貧困や不平等への対応。
- 3) 危機再来を回避するため、マクロ経済調整と多国間機関の支援を希求。
- 4) 開発格差縮小に関する明確なアジェンダ設定、より包摂的で平等な AEC の実現。
- 5) 地経学的・戦略的な競争の継続と、それらの「ASEAN 中心性」に対するリスク。
- 6) 持続可能性への期待の高まりと広がり。

表3 AECブループリント2025の主な成果(2016年~2020年)

2016年	2019年
<ul style="list-style-type: none"> <li>・AEC2025 監視・評価 (M&amp;E) 枠組みの採用</li> <li>・ASEAN 食品安全規制枠組みの採用</li> <li>・ASEAN 貿易円滑化枠組みの採用</li> <li>・ASEAN 観光専門家登録システムの導入</li> <li>・ASEAN 中小企業アカデミーの設立</li> <li>・個人情報保護に関する ASEAN 枠組みの導入</li> <li>・多国間電力取引パイロットプロジェクトの MOU に初調印 (ラオス、タイ、マレーシアの3カ国)</li> <li>・ASEAN オープンスカイ協定の全面的な批准 (ASEAN オープンスカイの実現)</li> <li>・自然人の移動に関する ASEAN 協定の発効</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ASEAN 持続可能な資本市場のためのロードマップの採択</li> <li>・ASEAN 電子商取引協定への署名</li> <li>・ASEAN シングルウィンドウを通じた 10 カ国間での ATIGA e-Form D の実運用開始</li> <li>・ASEAN デジタル統合枠組み行動計画 2019-2025 の採択</li> <li>・ASEAN 物品貿易協定の改正に関する第一議定書 (ASEAN 地域自己証明制度の導入) への署名</li> <li>・ASEAN 次世代ユニバーサルサービス義務 (USO2.0) 枠組みの承認</li> <li>・ASEAN 香港自由貿易協定および投資協定の発効</li> <li>・照明のエネルギー効率化のための地域政策ロードマップの採択</li> <li>・ASEAN 電気電子機器相互承認取決め (ASEAN EE MRA) へのエアコンのエネルギー効率試験の統合に関するガイドラインの採択</li> </ul>
2017年	2020年
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ASEAN 包括的ビジネス枠組みの承認</li> <li>・ASEAN 操縦士資格の相互承認取極の締結</li> <li>・イノベーションに関する ASEAN 宣言の採択</li> <li>・ASEAN 航空輸送管理マスタープランの採択</li> <li>・ASEAN 道路運送車両による旅客の越境輸送円滑化枠組み協定への署名</li> <li>・AEC の下での民間部門の関与に関する手続きの改訂ルールの承認</li> <li>・消費者保護に関するハイレベル原則の承認</li> <li>・エアコンのエネルギー効率化に関する地域政策ロードマップの採択</li> <li>・ASEAN 鉱業アワードの発表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ASEAN サービス貿易協定の締結</li> <li>・ASEAN 統合食料安全保障フレームワークおよび食料安全保障に関する戦略的行動計画 (2021-2025) の採択</li> <li>・RCEP 協定への署名</li> <li>・エネルギー協力のための ASEAN 行動計画 (APAEC) フェーズ2: 2021-2025 年の採択。</li> <li>・エネルギー協力のための ASEAN 行動計画 (APAEC) フェーズ2: 2021-2025 年の採択 (エネルギー転換と回復に焦点)</li> <li>・ASEAN 税関貨物通過システム (ACTS) が本稼働 (カンボジア、ラオス、マレーシア、シンガポール、タイ、ベトナムの6カ国間)</li> <li>・乗客および運航乗務員の保護と安全、ならびに航空機の洗浄と消毒に関する ASEAN 全体の COVID-19 運用ガイドラインの第1版を承認。</li> <li>・ASEAN 地域自己証明制度の実施</li> <li>・COVID-19 パンデミックに対応して ASEAN の経済協力とサプライチェーンの連結性を強化するハノイ行動計画の下での必須物資に関する非関税措置の実施に関する MOU の調印。</li> </ul>
2018年	(資料) Mid-Term Review-ASEAN Economic Community Blueprint 2025 (ASEAN 事務局)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ASEAN 良き規制慣行 (GRP) 基本原則の採択</li> <li>・デジタルデータ統制に関する ASEAN 枠組みの採択</li> <li>・ASEAN グリーンボンド基準の策定</li> <li>・食糧・農業・林業への責任ある投資の促進に関する ASEAN ガイドラインの採択</li> <li>・ASEAN-IRENA (国際再生可能エネルギー機関) の MOU 締結</li> <li>・サービスに関する ASEAN 枠組協定の第10次 (最終) パッケージに署名</li> <li>・多国間電力取引 (Energy Purchase and Wheeling Agreement) を開始 (域内初。ラオス、タイ、マレーシアの3カ国間)</li> <li>・調理済み食品の食品衛生検査・認証制度に関する相互認証取決めの締結</li> <li>・LNG カーゴの転用と仕向地の柔軟性のための標準的な ASEAN LNG 売買取引基本協定の完成</li> <li>・ASEAN の物品の非関税措置に関する約束実施のためのガイドラインの採択</li> <li>・持続可能な交通政策文書の採択</li> </ul>	

ASEAN 経済統合 2.0 の進捗と課題（助川）

ASEAN は経済統合においても新型コロナ禍への対処が求められることになった。

## 第 2 節 議長国インドネシアが主導する優先経済成果物とその進捗

### 1. インドネシア議長国年の優先経済成果物（PEDs）とその進捗

ASEAN 議長国は経済共同体（AEC）下の措置実現に向けて主導する役割が期待されているが、また当該議長国年に注力・実現すべき措置を優先経済成果物（PEDs）として掲げ、経済統合を主導する役割を担う。

2023 年の議長国はインドネシアである。ASEAN 経済相会議（AEM：23 年 8 月 19～20 日）、ASEAN 経済共同体評議会（AECC：同 9 月 3 日）、ASEAN 首脳会議（9 月 5 日）の場は各種議定書の締結や宣言が採択され、また AEC2025 の進捗が報告されている。議長国インドネシアは AEC2025 実現に向け、優先的に取り組む PEDs として 16 項目を掲げた。このうち 9 月の ASEAN 首脳会議までに 11 の PEDs を実現、残る 5 つの PEDs も 23 年中に完了するとしている<sup>5)</sup>。なお 16 の PEDs のうち、経済相（AEM）管轄の下で行われる PEDs は 7 つあるが、うち 5 つが既に完了している（表 4）。

これらインドネシア議長国年の PEDs の中で、主に AEM の下で取り組んできた主要な措置の概要や取り組みの進捗は以下の通りである。

#### 1) ASEAN サービス円滑化枠組み（ASFF）の妥結

ASFF はサービス貿易における不必要な規制や行政上の負担に対処し、政策・規制環境の改善を通じて、サービス分野の事業コスト削減に資するものである。今回の AEM で交渉妥結が報告された。今後、24 年中の正式な採択を目指す。

表4 インドネシアの2023年優先経済成果物（PEDs）とその進捗

	No.	優先経済成果物	状況
復興 と再 建	1	ASEAN サービス円滑化枠組み（ASFF）の妥結	◎
	2	復興の奨励、安定性の確保、経済および金融の強靱性	◎
	3	危機に対応した食糧安全保障と栄養の強化に関する ASEAN 首脳宣言	◎
	4	ASEAN・オーストラリア・ニュージーランド自由貿易地域（AANZFTA）協定の第2改定議定書の調印	◎
	5	ASEAN 事務局に地域的な包括的経済連携（RCEP）支援ユニット（RSU）設置	◎
	6	ASEAN 産業プロジェクト・ベース・イニシアチブ（AIPBI）に関するスコーピングペーパーの最終化	◎
デジタル 経済	7	ASEAN シングル・ウィンドウを通じた電子原産地証明書（e-Form D）の完全実施	○
	8	決済接続性の向上、包括的な経済成長支援のためのデジタル金融リテラシーと包摂性の促進、金融分野でのレジリエンスの強化	◎?
	9	ASEAN デジタル経済枠組み協定（DEFA）策定のための首脳声明	◎
	10	ASEAN における自動運転車を可能にするための国境を越えたデジタルデータ流通促進のための規制試験空間（RPS）	○
	11	地方におけるデジタル経済サプライチェーンのための物流に関する ASEAN 枠組み（ラストワンマイル・デリバリー）	○
持続 可能 性	12	持続可能な開発目標（SDGs）の実施を支援するための ASEAN 調和基準のロードマップ	○
	13	地域電気自動車のエコシステムの開発	◎
	14	ASEAN ブルーエコノミー枠組みの開発	◎
	15	持続可能な金融とグリーン経済を支援するための移行金融の促進	○
	16	相互接続性を通じた持続可能なエネルギー安全保障に関する宣言	◎

（注）◎：完了、○：23年中の完了に向け推進中、色付は経済相の下での措置。

（資料）ASEAN 経済相会議、ASEAN 経済共同体評議会、ASEAN 首脳会議の共同メディア声明、議長声明。

#### 4) ASEAN・豪州・ニュージーランド自由貿易地域（AANZFTA）協定改正 第2議定書

23年8月のAEMにあわせて実施された第28回AEM・経済緊密化（CER）会議で調印された。改正第2議定書には「貿易と持続可能な開発（TSD）」や「政府調達」など新たに3つの章を追加した。

サプライチェーンの回復力関連条項として、必需品<sup>6)</sup>の継続的な流通・取引を促進する約束が盛り込まれ、AANZFTA加盟国は、必需品に対する制

ASEAN 経済統合 2.0 の進捗と課題（助川）

限を導入しないことが約束されるとともに、危機時における必需品の移動、通関、引取りの迅速化に加えて、危機時に不足する必需品を相互に要求できるとした条項を盛り込んだ。

また環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）で採用されていた「完全累積」を、ASEAN が参加する FTA で初めて導入した。22 年 1 月に発効した地域的な包括的経済連携（RCEP）協定でも、完全累積は発効後の見直しの義務化事項ではあるが、5 年以内に検討を終了させることが盛り込まれているにとどまる。

これら条項は ASEAN+1FTA では初めて盛り込まれ、画期的かつ先進的なモデル協定と言えよう。

## 6) ASEAN 産業プロジェクト・ベース・イニシアチブ（AIPBI）

ASEAN 首脳は、ASEAN 域内産業協力を復活させ、経済統合を支える柱の一つとすることを唱え始めた。9 月の首脳会議を前に行われた AEC 評議会で「AIPBI の枠組みに関する閣僚宣言」が採択された。ここでは ASEAN の長期的な経済的強靱性はより深く、より包括的な経済統合にかかっていること、新型コロナ禍、脱炭素化と持続可能性の必要性、技術革新の急速な進展に後押しされた地域的・世界的供給網のシフトが、ASEAN 産業協力を加速させる新たな機会を生み出しているとした。

これら状況を鑑み、ASEAN は地域全体の産業プロジェクト AIPBI を通じて、今後 10 年間で地域の GDP を 3～15% 向上させ、最大 600 万人の新規雇用創出を目指す。戦略目標として 1) 安全で強靱な供給網と次世代の産業チャンピオンの育成、2) デジタル経済、長期的な持続可能性と発展の促進、3) 連結性と分野別協力の強化、を目指す。

今後、高級経済事務官会合（SEOM）が産業プロジェクトの適格性基準、官民間与促進メカニズム、民間部門の関心を高める手段等を検討する。また優先的に検討する戦略的プロジェクトの要件として、ASEAN において、中心性の確保、競争力と信頼性の向上、地域のバリューチェーン確立による総

合的な回復力の強化、カーボン・ニュートラルと循環型経済の推進、等をあげている。

ASEANの域内経済協力は、1976年2月のASEAN協和宣言（バリ・コンコード）が起点である。同宣言の中には、ASEAN共同工業プロジェクト（AIP）やASEAN工業補完協定（AIC）などの産業協力が盛り込まれた。ASEANの域内経済協力初期に進めてきたこれら産業プロジェクトは、輸入代替工業化戦略の下、政府主導で策定されたものだが、いずれも加盟国同士の利害の衝突で失敗に終わった。

域内経済協力初期の反省を踏まえ、以降は民間部門のニーズを汲み取って政策を立案、民間の主体的活動を政策として後押しすることで、域内経済活性化を目指した。例えば、ブランド別自動車部品相互補完スキーム（BBCスキーム）、ASEAN産業協力（AICO）スキームは、現在のAECの核「ASEAN自由貿易地域」（AFTA）に繋がる成果をあげている。

今回のAIPBIは、グリーン技術の進歩、民間セクターの参加、ASEAN域内の補完性、関連する対話国等との協力を考慮し、将来を見据えたセクターや特定分野に焦点を当てるとしている。AIPBI推進に際して成否を左右するのは、民間企業の活動が主体となるか否か、そして加盟国間の利害調整メカニズムであろう。

## 7) ASEAN シングル・ウィンドウ（ASW）を通じた電子原産地証明書（e-フォームD）

ASEAN シングル・ウインドウ（ASW）は、貿易関連書類や情報を電子的に一元的に受け付け、それらが輸入相手国の一元的窓口を通じて瞬時に関係機関に電送されるなど一括処理されることで、通関手続きに要する時間やコストを大幅に削減するものである。

ASEAN 物品貿易協定（ATIGA）で関税減免を得るために必要な原産地証明書を電子化したe-フォームDについて、18年1月に先発加盟国を中心とした5カ国で、20年8月に全10カ国で、ASWを通じた電子的送信が開始

ASEAN 経済統合 2.0 の進捗と課題（助川）

された。

ASEAN は原産地証明書の発行から受領まで、e-フォーム D への完全移行を目指す。書面形式のフォーム D は ASW 等システムが何らかの障害等により停止した場合にのみ使用される。ただし全ての国が対応出来ている訳ではない模様である。22 年までにインドネシア、マレーシア、タイ、ベトナムの 4 カ国については完全移行が報告されていた。

しかし仕向け地の税関においてデータ検証が出来ない、または遅れるなどの問題が発生していた。そのため ASEAN は新たなデータ構造（ATIGA e-Form D inside Common Header MIG v.3.1.3）を採用し、システム試験を実施している<sup>7)</sup>。不具合が解消され、正式に運用が開始されれば、仕向け地の税関での確認作業の効率化・迅速化が期待される。

## 9) ASEAN デジタル経済枠組み協定（DEFA）

DEFA の目的は、ASEAN 域内のデジタル貿易のルール・規則を調和させることである。今回の AEM で DEFA 調査の最終報告書、および交渉のための原則や協定に盛り込むべき分野が示された「DEFA 交渉の枠組みの勧告」を承認した。DEFA 交渉の枠組みでは、協定に盛り込むべき分野として、デジタル貿易、国境を越えた電子商取引、サイバーセキュリティー、デジタル ID、デジタル決済などがあげられている。

また続けて開かれた AEC 評議会（AECC）で DEFA の交渉開始を決定、首脳会議で歓迎された。DEFA 交渉は 23 年中にも開始される。世界初の「地域デジタル経済協定」の策定を目指し、交渉開始は当初の予定より 2 年前倒しされ<sup>8)</sup>、2025 年末までの完了を目指す。ASEAN 首脳会議では「DEFA 策定のための首脳声明」が発出された<sup>9)</sup>。声明では強固な ASEAN デジタル経済の実現に向けた環境を整備し、「ASEAN デジタル経済共同体 2045」に向けた地域のデジタル統合と変革が約束されている。

### 13) 地域電気自動車のエコシステムの開発

ASEAN 運輸相会議（ATM）の下で電気自動車インフラと充電ステーションを改善するための政策提言が策定されている。ASEAN は米国や日中韓3カ国と連携しながら、充電ステーションなどの地域共通規格策定を行っている。

米国は電気自動車ワークショップをシリーズで開催、インフラと充電ステーション改善に向けた政策提言が行われる。また9月のASEAN+3首脳会議では、「電気自動車のエコシステム開発に関する首脳声明」を発出した。ここでは、温室効果ガス排出を削減し、公正なエネルギー移行を加速し、多様な方途を通じてネットゼロ・エミッション／カーボン・ニュートラルを達成する上での重要な手段の一つとして、またエネルギー安全保障の向上を目的に、電気自動車の開発促進を支援している。また相互運用性と国境を越えた継ぎ目のない移動性を確保するため、電気自動車エコシステムの基準策定における協力強化の措置や地域の規制の調和を促すとしている<sup>10)</sup>。

### 第3節 「高度に統合され結束した経済」実現に向けた措置の実施状況

AEC2025の5本柱のうち、最も産業界が注目をしているのは「高度に統合され結束した経済」である。これはAEC2015の4本柱のうち関税・非関税措置の撤廃やサービス貿易・投資関連措置を含む「単一の市場と生産基地」の後継にあたる。域内関税撤廃など目玉措置はAEC2015でほぼ実現し、AEC2025では細かく、かつ一見するとメリットが分かりにくい措置も少なくない。その中でも依然として貿易円滑化や税関措置については、産業界にとって関心が高い分野である。

AEC2025までの折り返しにあたる2020年を終えた時点での統合措置進捗の中間評価（MTR）では、「A」高度に統合され結束した経済に関する措置は60.3%が完了している。残りは、実施中32.1%、未実施6.8%、撤回0.8%であった（前掲表2）。AEMやASEAN首脳会議には、主に「実施中」

ASEAN 経済統合 2.0 の進捗と課題（助川）

の措置の進捗が報告される。2023 年にこれら会議に報告された主要な措置の進捗をまとめた。

## 1. 物品貿易

### (ASEAN 物品貿易協定 (ATIGA))

ASEAN の域内関税削減・撤廃による ASEAN 自由貿易地域 (AFTA) 実現は、「AFTA のための共通効果特惠関税協定」(AFTA-CEPT 協定) およびそれに続く ASEAN 物品貿易協定 (ATIGA) により取り組まれてきた。2022 年時点の AFTA の単純平均関税率は ASEAN 全体で 0.06% である<sup>11)</sup>。

関税撤廃自体はほぼ完了したが、ASEAN は 2022 年 3 月以降、ATIGA の格上げ (アップグレード) に向けた交渉を行っている。同協定は従来の物品貿易のみならず、デジタル貿易、ペーパーレス貿易、循環型経済、持続可能性、食料安全保障、貿易と環境、危機的状況下における貿易など、新たな優先課題や要素も対象とする包括的な協定にすることを目標にしている。23 年 9 月までに 5 回の交渉が行われており、3 回目以降はテキストベースの交渉に入っている。現時点で、零細・中小企業 (MSMEs) と経済技術協力 (ECOTECH) の 2 つの章で妥結した。

ATIGA のアップグレードについては、23 年 8 月に署名した ASEAN 豪州 NZFTA (AANZFTA) で必需品の継続的な流通・取引を促進する約束や、原産性審査時の救済措置として期待される「完全累積」などが盛り込まれると見られる。また非関税障壁の撤廃・防止、利用上の問題への対処、ASEAN 域内を強化するための透明性の促進、世界および地域のサプライチェーンへの加盟国の参加促進など、貿易促進につながる条項を盛り込もうとしている。

### (ASEAN タリフファインダー)

ASEAN の物品貿易面での大きな課題は、特に零細・中小企業の FTA 利用促進である。今回、ASEAN が有する様々な FTA について、域内企業が最大

限活用出来るようオンライン上で利用できる「ASEAN タリフファインダー」を大幅に改善、改良した。域内企業は料金の支払いなしに、160 カ国以上との間で、関税・貿易規則、輸入時にかかるその他税情報、原産地規則、市場アクセス要件、非関税措置などの情報を入手できる。ただしインターネット上で特定地域以外からのアクセスが制限されており、利用出来るのは、ASEAN 域内および開発を支援した豪州・ニュージーランドの所在企業・個人に限定されている<sup>12)</sup>。

## 2. ASEAN 税関統合

### (ASEAN 統一関税品目コード (AHTN) 2022)

国際的に関税番号システムが HS2022 に移行されたのに伴い、ASEAN 統一関税品目コード (AHTN) も 2022 年版に更新された。22 年の ASEAN 経済相会議 (AEM) では 4 カ国で AHTN2022 が未導入である旨報告されたが、23 年 8 月の AEM では全ての国で移行が完了したとされた。

### (ASEAN-AEO 相互承認取決め (AAMRA))

認定事業者 (AEO) 制度は、政府が貨物の安全管理と法令遵守の体制が整備された事業者を認定し、税関手続きの簡素化・迅速化等を行うものである。ASEAN では全ての加盟国で独自の AEO 制度を構築している。ASEAN は AEO 相互承認取決め (AAMRA) を策定し、22 年に署名手続きを開始した。23 年 9 月までに全加盟国が署名した<sup>13)</sup>。また AAMRA パスファインダー (先遣隊方式) で、準備が整った最初の 6 カ国間による 6 カ月間の試験運用が 2023 年末までに開始され、2024 年第 3 四半期までの完全実施を目指す。残り 4 カ国は 24 年の第 2 回目の試験運用に参加する予定である。在 ASEAN 企業は AEO 企業として認定されれば、域内貿易で手続き簡素化の恩恵を受けられる。

### **(ASEAN 税関貨物通過システム (ACTS))**

ASEAN 税関貨物通過システム (ACTS) とは出発地から目的地までの間に異なる国を物品や輸送手段が通過する際、国境での通関手続きを最小限化することで輸送を円滑化するものである。欧州連合 (EU) が ARISE プラス・プログラムで支援してきた。ASEAN では 2020 年 11 月以降、ミャンマーを除くメコン・マレー半島に位置する 6 カ国で実施されている。

ACTS により出発地および目的地の税関のみならず、通過ルート上のすべての税関とオンラインで結ぶことで、単一の税関手続きのみで国境が通過可能となる。ACTS の下、税関手続きの簡素化、輸送行程全体での単一デジタル申告が可能なることから、民間の関心も高い。当初、ミャンマーは 2021 年に参加を見込んでいたものの、現在も参加出来ていない。

ACTS 拡大に向けて、実証事業も活発に行われている。カンボジア・ベトナム間で二国間輸送実証事業は成功裏に終了した。またマレーシア・タイ・ラオス間の輸送の一部で、鉄道を試験的に利用するなど、鉄道輸送での ACTS 適用が研究された。ACTS は将来的に、鉄道、内陸水運、海上・航空輸送など、複合的な輸送モードの支援を検討している。

### **(ASEAN シングル・ウィンドウ (ASW))**

ASW を通じた原産地証明書の電子的交換に続き、電子 ASEAN 税関申告書 (e-ACDD) についても 2020 年 12 月末に開始されている。当初、21 年中の全加盟国での実施を目指していたが、現在までにラオスを除く 9 カ国で導入されている。また、電子植物検疫証明書 (e-Phyto) については、23 年以降、インドネシア・タイ間で電子的交換が開始されているが、フィリピンも早期に参加する予定である。

また ASEAN は ASW を対話国の発給機関または税関システムとの接続を検討、現在、日本、韓国、米国、中国と協議している。日本は二国間ではタイとインドネシアと原産地証明書のデータ交換について協議を行っているが、インドネシアとの間で 2023 年 6 月からタイ、ASEAN に先んじて運用

が開始された。

### 3. サービス貿易・投資

#### (ASEAN 自然人移動協定 (MNP))

「ASEAN 自然人移動協定」(MNP) は物品貿易、サービス貿易、投資に関わる自然人の継ぎ目のない一時的越境移動を促進するもの<sup>14)</sup>。対象となる自然人の一時入国・滞在に際する入管手続き(ビザ、労働許可、商業拠点設立)申請の合理化・透明化が目的である。

現在、MNP 協定改正議定書の署名が進められている段階であるが、23年9月のASEAN 首脳会議までに9カ国が署名した。改正議定書はサービス提供者や投資家など関係者の情報アクセスや理解の容易化のため、加盟国全てが同じ書式になるよう変更が加えられている。また約束スケジュールも更新されている。

#### (ASEAN サービス貿易制限指数 (STRI))

経済協力開発機構(OECD)はサービス貿易制限指数(STRI)を国別分野別で算出、公表している。STRIはサービス貿易を阻害する規制を明示化することから、サービス供給者が海外市場に参入する際に遵守が求められる要件等が明確化されるとともに、FTA等の交渉担当者にとっては、STRIを参考に交渉を進めることが出来る。また自国の規制を国際的な最適慣行と比較しながら、見直し等の選択肢を提供、支援する。これまでOECDのSTRIの対象はOECD加盟国と中国、インド等主要国であった。

2019年にASEANサービス調整委員会(CCS)はOECDと協力し、物流サービス、電気通信サービス、建設サービス、コンピューターサービスの優先4分野における加盟国のSTRIの開発を開始した。23年夏の一連の会議で、ASEAN-STRIの試験段階が終了したことが報告<sup>15)</sup>されたが、今後、4分野から拡大していく予定である。

### （ASEAN 包括的投資協定（ACIA））

投資分野では、ASEAN 包括的投資協定（ACIA）について、改正第 4 議定書が 2023 年 1 月 10 日に発効した。ここでは、①世界貿易機関（WTO）の貿易関連投資措置（TRIMS）プラスの履行（パフォーマンス）要求の禁止義務を ACIA に盛り込むこと、② ACIA の留保表を 2023 年末までに 2 つの付属ネガティブリスト（two-annex negative list）に移行することが盛り込まれている。ACIA 第 7 条で履行要求の見直しが規定されており、第 4 議定書により TRIMS 協定で禁止されているもの以外でも履行要求が禁止出来るようになった<sup>16)</sup>。

2023 年 8 月の AEM では改正第 5 議定書が実質的に妥結した。投資家への更なる確実性と透明性の提供を目的に、ACIA の留保表を 2 つの付属ネガティブリスト（two-annex negative list）に移行し、更にこれまでの ACIA の対象範囲（製造業、農林漁業、鉱業・採石業およびこれらに付随するサービス）以外への拡大、自由化を後退させないことを約束するラチェット条項<sup>17)</sup> が盛り込まれている。

更に、前述の改正第 4 議定書で「履行要求の禁止」が盛り込まれたが、改正第 5 議定書では新たな義務も追加される模様である。今後、改正第 5 議定書の 24 年中の調印に向け、法的手続きの最終化が進められる。

## 第 4 節 「高度に統合され結束した経済」以外の統合の実施状況

これまで ASEAN 経済共同体（AEC）2025 の 5 つの戦略目標のうち、「A）高度に統合され結束した経済」を中心に進捗を見てきたが、本節では、「零細・中小企業」、「グローバル ASEAN」に加えて、その他分野での重要措置の概要と進捗について述べていく。

## 1. 零細・中小企業（MEMSs）

### （ASEAN 固有事業者識別番号（UBIN））

2023年8月に開催されたASEAN経済相会議（AEM）では、特にデジタル対応プラットフォームを通じて、企業が国境を越えた取引を行える環境を整えること、サプライチェーン参画促進、金融アクセス強化の重要性が強調された。それに際し、デジタル経済の重要な基盤としてASEAN全体での「固有事業者識別番号」（UBIN：Unique Business Identification Numbers）構築の重要性が強調された。

UBINを用いることで、企業は事業を開始し、規制を遵守するためのコストと時間を大幅に削減でき、また政府にとっては、公共サービスの提供の改善、行政負担の軽減、規制ガバナンスの強化が期待できる。

AEMではUBINベンチマーク・ガイドラインと同ガイドラインで提示された勧告を承認した。今後、ASEAN-UBINを実施するため、ロードマップが作成される見込みである。なおASEAN-UBINは、ASEAN豪州開発協力プログラム・フェーズII（AADCPHII）の支援を受けて実施されている。

### （ASEAN 中小企業アカデミー）

米国国際開発庁（USAID）、米国・ASEANビジネス協議会（USABC）、ASEAN中小企業調整委員会（ACCMSME）は共同作業の一環でASEAN中小企業アカデミーeラーニング・プラットフォームを開発し、公開している<sup>18)</sup>。ここでは財務・会計、経営、マーケティング、事業運営、技術、貿易・物流分野で、eラーニングでコースが設定され、域内中小企業がウェブ上で学ぶことができる。

今回の一連の会議では、ウェブポータル上に、新たに「事業継続と回復力（BCR）」のタブを立ち上げたことが報告されている。同タブでは、新型コロナ禍からの経済復興と変革など、事業継続と回復力に資するツールやリソースが利用できる。BCRタブには4つのコースが設けられ、また英語、ベトナム語、タイ語、インドネシア語の言語で受講できる。

### **(ASEAN Access)**

AEC ブループリント 2025 の下、策定された「ASEAN 中小企業開発のための戦略的行動計画 2025」(SAPSMED2025)<sup>19)</sup>の中で、国境を越えたビジネス開発を改善するための ASEAN 中小企業サービスセンターと各国中小企業情報センターの強化が謳われている。ASEAN Access は、ASEAN の中小企業やその他企業にとって、ASEAN の貿易や市場参入に関する有効な情報が得られるワンストップ・ビジネス情報ゲートウェイとなるオンライン・ポータルサイトである。同ポータルの設置についてドイツが支援している。

これは SAPSMED2025 の戦略目標 C（中小企業の市場アクセスと国際化の強化）と戦略目標 D（政策・規制環境の強化）の二点の実施を支援するものである。特に中小企業が国を超えて地域、さらには世界へとビジネスを拡大する際の実践的な情報、支援、機会を提供する。23 年 8 月の AEM では、ASEAN の中小企業の国際貿易能力を強化する e ラーニング・プラットフォームとして「ASEAN アクセス・LEARN」の 2023 年 10 月の立ち上げを期待したが、1 カ月遅れの同年 11 月に正式に開始された。

## **2. グローバル ASEAN**

ASEAN+1FTA について、ASEAN インド自由貿易地域（AIFTA）における物品貿易協定（AITIGA）の見直しと、ASEAN 中国自由貿易地域（ACFTA）3.0 のアップグレード交渉が進展している。また ASEAN 香港では、自由貿易地域（AHKFTA）改定第 1 議定書が 2024 年 1 月 9 日に署名され、投資協定については作業計画の策定が進められている。

また ASEAN カナダ自由貿易地域（ACAFTA）は 21 年 11 月の第 10 回 ASEAN・カナダ経済相会議で交渉開始が正式に発表され、22 年 8 月に第 1 回交渉が行われた。交渉範囲は物品貿易にとどまらず、サービス貿易、投資、自然人の移動、知的財産、電子商取引、政府調達、労働、環境、国営企業なども含まれ、包括的な協定になる見込みである。

地域的な包括的経済連携（RCEP）協定については、インドネシアとフィ

リピンが各々2023年1月2日と同6月2日に発効、これで締約国全てが稼働したことになる。またRCEP支援ユニット（RSU）を設置することになるが、2024年のRSU運用開始に向け、22年8月のRCEP閣僚会議で職務権限（TOR）や資金調達取極が採択されている。

またRCEPは開かれかつ包摂的なプラットフォームであり、RCEP協定の20条9項では、協定発効後18カ月以降、新規加入が可能である。これを踏まえAEMでは新規加盟手続きに関する議論を関係者に奨励した。

### 3. その他

#### (地域連結性向上)

・**地域決済連結性の向上と現地通貨取引の促進**：ASEANは域内の金融統合を促進する目的で、2019年に地域決済連結性（RPC）にかかるイニシアチブを開始、より迅速で透明性が高く、安価な手数料の越境決済の実現を目指してきた。域内で急速に拡大しているのはクロスボーダーQRコード決済である。現地通貨取引（LCT）のため、間にドルを挟む必要はなく、取引コストを大幅に削減できるのみならず、急激な為替変動の影響を受けにくくなる。また渡航先でのクレジットカード決済やATMでの現金引き出しに比べ、より有利な為替レートが適用されるとみられ、手数料も抑えられる。

2022年11月に「域内での決済連結性（RPC）協力に関する覚書」をインドネシア、タイ、マレーシア、フィリピン、シンガポールの5カ国の中央銀行が締結した。越境貿易・投資、金融・送金、観光などの経済活動が促進され、特にMSMEsにとって国際市場への参入の容易化が期待される（表5）。

ただし課題も残されている。当該国が域内でQR決済網を広げても、全ての決済事業者や銀行がそれら二国間・多国間スキームに参加している訳ではないことである。加盟各国は国内の関係者に参加の意義を説明し、「誰一人取り残さない」本当の金融包摂性実現を目指す必要がある。

2023年5月の第42回ASEAN首脳会議で「地域決済連結性の向上と現地通貨取引の促進に関するASEAN首脳宣言」が採択され、続く9月の首脳会

表 5 ASEAN 域内におけるクロスボーダー決済・送金の連携状況

	送金システム	開始年	国家 QR 規格	開始年	シンガポール	インドネシア	タイ	マレーシア	フィリピン	ベトナム	カンボジア	ラオス	ミャンマー	ブルネイ
SIN	PayNow	2017	SGQR	2018		準備中	● 21.9	23.3						
ID	BI FAST	2021	QRIS	2019	23.11		22.8	23.5						
TH	PromptPay	2016	THAI QR PAYMENT	2017	● 21.9	22.8		21.6		21.3	20.2	19.4		
MY	DuitNow	2018	DuitNow QR	2019	23.3	23.5	21.6		準備中		●			
PH	InstaPay	2018	QR Ph	2019/ 21				準備中						
VN	Mobile Money	実証中	Viet QR	2021			21.3				23.12	準備中		
CAM	バコン (CBDC)	2020	KHQR Code	2022			20.2	●		23.12		23.8		
LA	—	—	Lao QR Code	2020			19.4			準備中	23.8			
MM	—	—	MMQR	2019										
BR	—	—	—	—										

(注 1) 濃枠は越境 QR コード決済（薄枠は一部銀行間の QR 決済）、●は越境即時送金システムの接続。  
 (注 2) ベトナムの「モバイルマネー」はベトナム国家銀行が 2021 年 11 月から 2 年間の予定で実証中。  
 (注 3) フィリピンの QR は、19 年に個人間、21 年に個人から事業者への支払い開始。  
 (注 4) タイ・インドネシア間は 21 年 8 月から 76 の PSP が参加し、実証事業を行っていた。  
 (資料) 各国中央銀行ウェブサイト（23 年 10 月 3 日閲覧）他より筆者調べ。

議では、ASEAN 現地通貨取引タスクフォース（LCT-TF）の設立と、ASEAN 財務大臣・中央銀行総裁会議（AFMGGM）により「ASEAN 現地通貨取引枠組みに関するハイレベル原則」の承認を歓迎した<sup>20)</sup>。また、ASEAN 地域決済連結性に関するロードマップの完成を歓迎し、残る 5 カ国の RPC 加盟と、近隣 ASEAN 域外国への拡大に期待した。

・多国間電力取引（MPT）とエネルギー安全保障：ASEAN は国境を越えた多国間電力取引（MPT）の機会拡大を通じて、エネルギー安全保障問題に

対処しようとしている。23年8月に第41回ASEANエネルギー大臣会合（AMEM）では、インドネシア議長国年の重要な成果として、「相互接続を通じた持続可能なエネルギー安全保障に関する共同宣言」が採択された。同宣言ではASEANパワーグリッド（APG）および液化天然ガス（LNG）インフラを含むASEAN横断ガスパイプライン（TAGP）の実施拡大を通じて、エネルギーの相互接続性の強化が求められた。

またASEAN海峡部に位置するブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン（BIMP）4カ国間の国境を越えた電力取引を研究するため、実証事業として「BIMP電力統合プロジェクト（BIMP-PIP）」の開始に合意した。このイニシアチブは、各々の国情、能力、優先事項を考慮しながらも、相互接続を通じて持続可能なエネルギー安全保障と経済繁栄の強化に寄与する。第一段階として、4カ国はBIMP-PIP作業部会を設置し、技術、政策、規制、法律、商業、能力構築の問題を検討し、2025年までに実現可能性（F/S）調査の結果を取りまとめる。

ラオス・タイ・マレーシア・シンガポール（LTMS）電力統合プロジェクト（PIP）は22年に開始されているが、MPTの更なる拡大に向け、最大100MWの電力取引継続とLTMS-PIPの更なる容量拡大と開発に関して議論を進めている。また、カンボジアとシンガポールは海底ケーブルによる越境電力取引に関する協力が行われている。

またエネルギー安全保障を背景に「APGに関する覚書」<sup>21)</sup>は延長、「ASEAN横断ガスパイプライン（TAGP）に関する覚書」<sup>22)</sup>は、LNGの役割や再ガス化ターミナルの開発拡大も含める形で、改正・延長する計画である。

### （開発格差の縮小）

・ASEAN統合イニシアチブ（IAI）作業計画IV（2021～2025）：IAIは、ASEAN域内の開発格差を縮小し、地域としてのASEANの競争力強化が目的である。作業計画IVの進捗状況を23年8月に開かれたAEMに報告し

ASEAN 経済統合 2.0 の進捗と課題（助川）

た。5つの戦略分野で 54.2%（24 行動のうち 13 行動）および 4つの実現可能な行動に対処したことが報告されている。

### （ASEAN における持続可能な成長の実現）

・ **ASEAN 経済共同体（AEC）のための循環型経済枠組み**：2021年に採択されたこの枠組みは、「循環型経済実施計画」（CEIP）、および「循環型経済作業プログラム」（CEWP）を通じて運用されている。前者は、2023年から2030年までの間、循環型経済への移行を促進するための主要部門におけるプログラムやイニシアチブを概説する。後者は、後発加盟国の取り組みについて、認知度向上プログラムや能力開発を特に考慮している。

また全体委員会の下に循環型経済フォーカルグループ（FG-CE）が設置され、枠組み実施や利害関係者の関与について監督・監視している。基準の調和、貿易円滑化、資金調達へのアクセス、能力開発を内包する実施計画で特定された 67 のイニシアチブは、ASEAN の低炭素経済への目標実現に向けた努力の加速に貢献することが期待されている。

・ **カーボン・ニュートラルに向けた ASEAN 戦略（ASCN）**：気候変動に歯止めがかからなければ、2100年までに域内の GDP は 11%減少し、インドネシア、マレーシア、ミャンマー、タイ、ベトナムの洪水リスクの高い地域で 8,700万人が避難生活を余儀なくされる可能性があるとする<sup>23)</sup>。23年8月の AEM では域内におけるカーボン・ニュートラル達成に向けた ASEAN の約束を再確認し、関連研究の終了を歓迎、カーボン・ニュートラルに向けた ASEAN 戦略（ASCN）を承認した。なお ASCN は豪州の AUS4ASEAN イニシアチブ<sup>24)</sup>の支援を受けて策定されている。

ASCN は、グリーン産業の発展、ASEAN の相互運用性の強化、世界的に信頼される基準の導入、グリーン能力の開放を約束し、これらの相乗効果の活用を目的としている。同戦略により、特にエネルギー、産業プロセス、農業分野の排出量削減を狙う。

ASCNは、加盟国の国内イニシアチブを補完する地域協力域内の協力として、8つの戦略を示した<sup>25)</sup>。それらは、1) 地域循環型経済サプライチェーン、2) グリーン・バリューチェーンの統合、3) 接続されたグリーンインフラ、4) 相互運用可能な炭素市場、5) グリーン・ベストプラクティスの共有、6) グリーン人材の育成と流動性、7) 信頼できる共通基準、8) グリーン資本の誘致と展開、である。またカーボン・ニュートラルへの移行を実現するための16のイニシアチブを提示した。

・**ASEAN タクソノミー**：タクソノミーとは「持続可能性に貢献する経済活動」を分類・列挙したものである。23年8月のAEMでは2023年3月に発行された「持続可能な金融のためのASEANタクソノミー第2版」<sup>26)</sup>を歓迎した。2021年11月に発表された第1版は全体的な枠組みを示すものであったが、第2版では、すべての環境目標（EOs）と必須基準（ECs）に対応する指針となる質問、意思決定ツリー、使用事例を示すことで、原則に基づく基礎枠組みが拡張され、いずれの加盟国も枠組みを適用し、一貫性のある構造的な方法で、取り組めるようになる。

AEMでは、同タクソノミーは生きた文書であり、世界的な持続可能性アジェンダや技術、科学、経済等の進歩に応じて、定期的に改定されること、首脳会議でも他の国際的なタクソノミーとの相互運用性を確保し続けるべきこと、等が強調されている。

#### **(競争政策・消費者保護)**

・**ASEAN 競争当局間合併案件ガイドライン**：23年8月のAEMで策定を歓迎した上で、合併の詳細情報交換のための情報ポータルの開発を推奨した。情報ポータル利用により、競争当局間の意思疎通の強化、関連案件の迅速かつ協調的な審査の possibilities が期待される。

・**ASEAN 競争にかかる枠組み協定 (AFAC)**：競争当局間の国境を越えた協

ASEAN 経済統合 2.0 の進捗と課題（助川）

力、地域・国内経済政策への競争政策の反映、相互利益のある競争問題に対処する他のイニシアチブを通じて、ASEAN で公正で競争的なビジネス環境を実現することが目的である。24 年第 2 四半期の交渉完了を目指し、交渉は順調に進展している模様である。

### （規格・適合性評価）

・ **ASEAN 規格調和ガイドライン**：本ガイドラインは、ASEAN 加盟国が国際規格と互換性のある国内規格に調和させる際の指針を提供する。首脳会議にガイドラインの改定が終了したこと、ASEAN において新たに 27 の規格が調和されたことが報告された。また ASEAN は調和基準ロードマップを開発中である。

・ **相互承認協定他**：ASEAN は、1) 相互承認取極めに関する ASEAN 枠組み協定、2) 建築・建設資材に関する ASEAN 分野別相互承認取極め、3) ASEAN 食品安全規制枠組み協定、4) 医薬品製造業者の適正製造規範（GMP）検査に関する ASEAN 分野別相互承認取極め改正議定書、の 4 つの協定について、24 年中に署名を目指し作業を進めている。

### おわりに

これまで ASEAN 経済統合 2.0 とも形容できる AEC2025 構築に向けた措置の一つ一つの進捗を報告した。各々の措置自体は局所的かつ企業活動への影響は限定的である。しかし事業環境の整備・改善は着実に進んでいる。中には ASEAN シングル・ウィンドウや越境決済など、日本以上に先行する措置もある。これら ASEAN での各種取り組みは、同地域で事業を展開する企業に、進むべき方向性を示している。ASEAN の協定や規則は、徐々に各国の法令や規則として適用され、各国の事業環境改善に繋がることになる。

また経済格差を抱え、かつ小国の集まりである ASEAN が、地域協力機構

として地域的な課題のみならず、国際的な課題に対処し、共に発展を遂げていく姿は、グローバル・サウスのモデルでもあり、新たな経済発展の道筋を示している。

現在、ASEANはAECポスト2025ビジョンを策定している。次は「AEC2045」になるが、23年9月に行われた首脳会議で採択したASEAN第4協和宣言の要素が強く意識される見込みである。同宣言では、「ASEAN共同体は国民にとって重要であり、ASEANとインド太平洋地域、そしてそれ以外の地域の成長の中心」と宣言した。ASEANの経済統合に向けた取り組みは今後も継続され、ASEAN経済統合3.0とも言えるAEC2045で更に深化を目指すことになろう。

(了)

### 参考資料

- 青木健（2001）『AFTA（ASEAN自由貿易地域）～ASEAN経済統合の実情と展望』日本貿易振興会。
- 石川幸一（2019）「サービス貿易協定と投資協定などで前進」（国際貿易投資研究所、フラッシュNo.433）
- 石川幸一・清水一史・助川成也（2009）『ASEAN経済共同体』文眞堂。
- 石川幸一・清水一史・助川成也（2013）『ASEAN経済共同体と日本』文眞堂。
- 石川幸一・清水一史・助川成也（2016）『ASEAN経済共同体の創設と日本』文眞堂。
- 経済産業省（2023）『2023年版不正貿易報告書』経済産業省通商政策局編。
- B.バラッサ（1963）『経済統合の理論』、中島正信（翻訳）、ダイヤモンド社。
- ASEAN Secretariat（2011）“A Blueprint for Growth: ASEAN Economic Community 2015:Progress and Key Achievements”.
- ASEAN Secretariat（2021）“Mid-Term Review -ASEAN Economic Community Blueprint 2025-”.
- ASEAN Secretariat（2022）“ASEAN for Business Monthly Bulletin”.

### 注

- 1) AEC2015で実施できなかった措置はAEC2025に引き継がれた。

## ASEAN 経済統合 2.0 の進捗と課題（助川）

- 2) ASEAN Harmonized Tariff Nomenclature (AHTN) 2017 ベース。
- 3) ASEAN Secretariat (2011) P10.
- 4) 「A」高度に統合され結合した経済」について進捗は次の通り。完了：60.3%、実施中 32.1%、未実施：6.8%、撤回：0.8%。
- 5) ASEAN 議長国特設サイト：<https://asean2023.id/en/news/23rd-aecc-to-discuss-16-priority-economic-deliverables>
- 6) 人道的危機、伝染病またはパンデミック時の災害救助及び緊急医療に不可欠と締約国が見做す物品。
- 7) ジェトロ・ビジネス短信「原産地証明書のセルフプリント・システムが実現へ」（2023年8月10日付）
- 8) 21年に採択されたバンドル・スリ・ブガワン・ロードマップ（BSBR）では、2025年までの DEFA 交渉開始が目指されていた。なお BSBR で盛り込まれている実施すべきタスクについて、23年9月の首脳会議では、全体の46%が完了したことが報告された。2025年の完全な完了を目指す。
- 9) AEM 共同メディア声明によれば、ASEAN のデジタル経済は、10年後までに3倍に拡大し、2030年までに約3000億ドルから約1兆ドルに成長すると予測されている。更に DEFA の進歩的なルールを取り入れることで、ASEAN デジタル経済は倍増の2兆ドルになるとしている。
- 10) 外務省の第26回 ASEAN+3（日中韓）ウェブサイト。<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100551451.pdf>
- 11) ASEAN Secretariat (2022)。先発加盟6カ国は0.02%、後発加盟4カ国は0.11%。
- 12) <https://tariff-finder.asean.org>
- 13) ビジネス短信（ジェトロ）「第32回 ASEAN 関税局長会合がパタヤで開催」（2023年6月21日付）
- 14) 2012年11月に締結し、16年6月に発効した。
- 15) [https://sim.oecd.org/Default.ashx?lang=En&ds=STRI\\_ASEAN](https://sim.oecd.org/Default.ashx?lang=En&ds=STRI_ASEAN)
- 16) 石川幸一（2019）
- 17) 協定発効後に規制の緩和や撤廃を行う場合、現行の措置より自由化の程度を後退させないとする条項。自由化への変更のみ許容され、自由化に逆行する変更は認められない。
- 18) <https://asean-sme-academy.org/>
- 19) <https://asean.org/wp-content/uploads/2015/12/SAP-SMED-Final.pdf>
- 20) その他にデジタル金融包摂とデジタル金融リテラシーの更なる強化に関して、ASEAN におけるデジタル金融リテラシー強化のための実施ガイドラインの完成、MSME のデジタル決済利用とデジタル金融包摂の強化に関する ASEAN 政策ツールキットの開発が報告されている。また、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイによる「ASEAN 持続可能で責任あるファンド基準」の採択、「ASEAN 移行金融ガイドライン」の開発により、持続可能な金融を推進する努力が続けられている。

- 21) 2007年8月に締結。15年間有効。
- 22) 2002年7月に締結。10年間有効。ただし全加盟国の同意があれば、有効期間を超えて延長できる。
- 23) <https://asean.org/asean-charts-course-for-a-sustainable-future-with-ambitious-asean-strategy-for-carbon-neutrality/>
- 24) Australia for ASEAN Futures
- 25) <https://asean.org/wp-content/uploads/2023/08/Brochure-ASEAN-Strategy-for-Carbon-Neutrality-Public-Summary-1.pdf>
- 26) <https://asean.org/wp-content/uploads/2023/03/ASEAN-Taxonomy-Version-2.pdf>